

●香川県告示第451号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更を許可した。

平成24年9月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 許可年月日

平成24年9月13日

2 許可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

丸亀市土地開発公社

丸亀市大手町2丁目3番1号

理事長 宮川 明広

丸亀市垂水町3245番地2

3 埋立区域

(1) 位置

丸亀市昭和町29番、23番1、36番及び37番1地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点を順次結んだ線及び⑤の地点と①の地点を結ぶ平成17年秋分の満潮位（D. L. +13.42メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	二等三角点下真島（北緯34度18分7.6605秒、東経133度45分52.6889秒。以下「基点」という。）から127度43分19秒、941.28メートルの地点
②の地点	①の地点から152度13分48秒、44.41メートルの地点
③の地点	②の地点から242度13分48秒、2.39メートルの地点
④の地点	③の地点から152度13分48秒、1.38メートルの地点
⑤の地点	④の地点から242度13分48秒、5.79メートルの地点

(3) 面積

106,540.50平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

丸亀市昭和町22番1に接する無番地、22番1、29番、23番1、23番2、22番3、24番1、23番2に接する無番地、34番1、40番5、40番1、36番、34番3、44番、45番、46番、49番、47番及び37番1の地内並びに22番1に接する無番地、29番、23番1、36番及び37番1地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、A地点からNの地点を順次結んだ線及びNの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から128度37分41秒、881.47メートルの地点
Bの地点	Aの地点から61度47分39秒、108.64メートルの地点
Cの地点	Bの地点から152度13分48秒、145.36メートルの地点
Dの地点	Cの地点から242度13分48秒、82.09メートルの地点
Eの地点	Dの地点から331度49分13秒、39.91メートルの地点

Fの地点	Eの地点から241度48分36秒、22.00メートルの地点
Gの地点	Fの地点から331度49分20秒、12.00メートルの地点
Hの地点	Gの地点から241度48分35秒、648.83メートルの地点
Iの地点	Hの地点から196度27分55秒、26.73メートルの地点
Jの地点	Iの地点から331度07分20秒、72.49メートルの地点
Kの地点	Jの地点から106度28分02秒、27.70メートルの地点
Lの地点	Kの地点から61度48分34秒、50.46メートルの地点
Mの地点	Lの地点から331度15分28秒、182.84メートルの地点
Nの地点	Mの地点から61度48分17秒、597.36メートルの地点

(3) 面積

146,554.83平方メートル

5 埋立地の用途

(1) 変更前の埋立地の用途

ふ頭用地（約1,630平方メートル）、道路用地（約11,110平方メートル）、緑地（約5,440平方メートル）及び工業用地（約88,360平方メートル）

(2) 変更後の埋立地の用途

ふ頭用地（約1,630平方メートル）及び工業用地（約104,910平方メートル）